

〇〇修繕 ※更新工事除く、改修工事除く

特記仕様書

令和__年度

沖縄県下水道事務所

第 1 章 総 則

目 次

第 1 節 一般事項

1. 適用範囲	本仕様書は、〇〇修繕 に適用する。
2. 設計図書の優先順位	設計図書の優先順位は、質問回答書、現場説明書、 特記仕様書 、発注図面、 <u>機械・電気設備一般仕様書[沖縄県下水道事務所]</u> の順とする。
3. その他仕様書等	設計図書に記載のない事項については、 <u>機械・電気設備一般仕様書</u> による他、監督員との協議による。
4. 概 要	本修繕は、〇〇 における 〇〇修繕であり、その内容は下記のとおりである。 (1) (2)
5. 施 工 範 囲 等	本修繕の施工範囲は、設計図書に記載されたプラント設備の設計、製作(部品調達含む。)、搬入、据付、配管配線及び塗装工事、単体試験、試運転及び調整、予備試験並びにそれにより生ずる手直しまでの一切を行うものとし、これに必要なコンクリート基礎工事、貫通部の研り、復旧、池ピットの排水及び撤去、施工に伴う仮設工事等も含むものとする。 なお、本修繕の施工に当っては、将来計画及び既設を十分考慮のうえ関連工事との協調を図り施工するものとする。 また、本修繕の機器の製作(部品調達含む。)並びに据付等においては、現地をよく調査のうえ行うものとし、関連する修繕における機器の仕様との整合を図るものとする。] 施工の際には、浄化センター職員及び施設維持管理受託者と密に調整すること。
6. 完 成 期 日	本修繕の完成期限は契約書の定めによる。 受渡し期日は、官庁立会試験及び発注者の行う完了検査の合格後とする。
7. 電子納品	(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

8. 情報共有システムについて

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

- (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。

工事完成図書は、電子媒体(CD-R)で2部提出する。その内の1部(副)は、(財)沖縄県建設技術センターに提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。

なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。

(1) 情報共有システムの使用

本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。

現場事務所等に情報共有システムが使用可能な下記程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により、当該設備が不可能な場合は監督員と協議すること。

【インターネット環境】：ブロードバンド回線

【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10

【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 / Microsoft Edge

情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやりとりを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 沖縄県 CALS システム使用許諾料の支払い

受注者は、沖縄県 CALS システムの利用にあたっては沖縄県と CALS 運営会社で定めた使用許諾料を、沖縄県 CALS システムを運営している者に支払うこと。

(3) 支払証明

使用許諾料を支払ったときは、すみやかに監督職員に支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出すること。

9. 工事監督業務の一部委託

- (1) 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書(以下「契約書」という)第9条に基づく監督員(以下「監督員」という)が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの(以下「管理技術者等」という)が監督業務の一部を実施する場合がある。

- (2) 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等(以下「現場代理人等」という)は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

- (3) 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

- (4) 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

10. アスベスト含有
資材の使用禁止

原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。

上記の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。

11. 現場発生品の処
理

(1) 本修繕で発生する建設廃棄物については「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適切な収集運搬及び処分等を行うこと。

(2) 本修繕で発生する「ゆいくる材」の原材料となる建設廃棄物の搬出先は、以下のいずれかの施設とする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む。)・建設汚泥については修繕現場から 50km 以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。

①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設

②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設

(3) 設備修繕において、上記(2)に該当しない建設廃棄物については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」(社団法人公共建築協会)に基づいて以下の方針に従い再資源化に努め廃棄物を減量化すること。

①機械配管材料、ダクト及び機器と保温材料は分別し、再資源化に努める。

②冷却塔などの廃プラスチック類は、再資源化に努める。

③機械器具類は分別し再資源化に努める。

④電気配管材料、ケーブル類、機器及び盤類は、分別し再資源化に努める。

(4) 本修繕における再資源化に要する費用(運搬費及び処分費)は、上記(2)及び(3)に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費の合計が最も経済的になるものを見込んでおり、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(5) 上記(2)及び(3)で掲げる現場発生品の処理にあたっては、あらかじめ建設混合廃棄物に含まれる資材毎に再資源化または廃棄処分に関する方針を施工計画書に定め監督員に提出すること。

12. ゆいくる材に
ついて

(1) ゆいくる材の使用

①本修繕で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。

②ゆいくる材がない離島等での修繕の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。

③ゆいくる材の在庫がない等の理由により使用できない場合は、監督員と協議すること。

~~(2) ゆいくる材の品質管理~~

①受注者は、~~ゆいくる材の品質管理~~にあたっては「土木工事施工管理

	基準」の他に「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 ②受注者は、修繕契約金額が 500 万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(財)沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ③受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷均し転圧後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 ④受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。 (3) 着手及び完成時の提出 ①建設リサイクル法において定める規模の工事、または、資源有効利用促進法における「一定規模以上の特定建設資材の利用がある場合」か「一定規模以上の指定副産物を搬出する場合」に該当する場合において、受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再資源利用実施書」、「再資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 ②受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ・ゆいくる材利用状況報告書 ・ゆいくる材出荷量証明書 ・再生資源利用実施書、同利用促進実施書
13. 高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容については、工事成績の評価対象になる。
14. 公共事業労務費調査に対する協力	(1) 本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。また、本工事の工事経過後においても同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 (4) 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- | | |
|---|--|
| 15. 暴力団等による不当介入の排除対策 | <p>受注者は、当該修繕の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。</p> <p>(1) 暴力団員等から不当請求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。</p> <p>(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p> |
| 16. 県産資材の優先使用 | <p>本修繕に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めなければならない。</p> |
| 17. 下請業者の県内企業優先活用 | <p>受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの。)から選定するように努めなければならない。</p> |
| 18. 不発弾発見時の処理について | <p>本修繕において、不発弾が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員をとおして関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。上記については、下請業者にも周知すること。</p> |
| 19. 請負代金額の変更協議をする場合及び本修繕と関連する修繕を本修繕受注者と随意契約する場合の取扱いについて | <p>本修繕の契約金額の変更協議をする場合及び本修繕と関連する修繕を本修繕受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する修繕の予定価格の算定は、本修繕の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連修繕の設計額に乗じた額で行う。</p> |
| 20. 配置予定技術者の専任期間について | <p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合わせにおいて定める。</p> <p>工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> |

21. 後工事の取り扱い

- ~~(1) 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。~~
- ~~(2) 本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者を含めた競争入札とする場合、(1)による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、現に施工中の工事の受注者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、(1)と同様に取扱うこととする。~~
- ~~(3) 本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して同時に発注し、同一業者を含めた競争入札とする場合、(1)による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、同一業者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、(1)と同様に取扱うこととする。~~

22. アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について

- (1) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、廃棄物という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記 HP に掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

- (2) 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成 24 年 3 月 28 日付け土技第 1257 号)」に基づき、適正に処理すること。
- (3) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成 25 年 1 月 17 日付け土技第 942 号)」に基づき、適正に処理すること。

23. 不正軽油の使用の禁止等について

- (1) 受注者は、修繕の施工にあたり、修繕現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第 144 条の 32 の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- (2) 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

24. 債務負担行為修繕	(1) 本修繕は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける修繕である。 (2) 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は、次の割合のとおりとする。 令和○年度 0 % 令和○年度 100 % (3) 発注者は予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。
25. 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第41条関係）	本契約においては、契約書第41条第3項を適用し、契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払うものとする。
26. 修繕を施工しない日 修繕を施工しない時間帯	施工日及び施工時間は、次による。 (1) 行政機関の休日に関する法律等に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (2) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (3) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を受ける。
27. 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて	(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の①～④の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、沖縄県流域下水道処理区内（那覇市、豊見城市、南城市、南風原町、宜野湾市、浦添市、沖

28. 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

- ~~縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、うるま市、西原町、与那原町、中城村)の工事でなければならない。~~
- ~~⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~⑧監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。~~
- ~~(2)本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項①～⑧の事項について確認できる書類を提出すること。~~
- ~~(3)本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。~~
- ~~(1)受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。~~
- ~~また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。~~
- ~~(2)発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。~~
- ~~【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】~~
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
- ~~【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】~~
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
- ~~【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】~~
 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

29. 余裕期間について

- ~~(1)本工事は余裕期間として0日間を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。~~
- ~~【工期：契約締結日の翌日から270日間(余裕期間：設定なし)】~~
- ~~(2)CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。~~
- ~~(3)余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。~~
- ~~(4)受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入し~~

	たものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なう。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
30. 工事円滑化会議について	本工事は、工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会して、情報共有を行い、円滑な工事を実現することを目的として開催する「工事円滑化会議」の試行対象工事である。 受注者にて「工事円滑化会議」を希望する場合は、発注者へ開催について申し出ることによって（協議簿等は必要ありません。）実施することができる。なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではありません。 その他事項については、沖縄県土木建築部 沖縄県 工事円滑化会議 試行要領による。
31. CCUS 活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事 試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。
32. 週休2日（土日）の取り組みについて	(1) 本修繕は、受注者が、週休2日（土日）の取組について、修繕着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する。 (2) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 (3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 (4) 修繕着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。 (5) 毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出す

	る。 (6) 週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。 (7) 週休2日の取組状況による工事成績評定は、令和9年3月末日までに完成する工事を対象とする。
33. ウィークリースタンスの実施	工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html
34. ガイドライン等の遵守について	設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築部）及び「工事一部中止に係るガイドライン」（沖縄県土木建築部）によるものとする。 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参考とする。
35. 設計図書における資材等の取扱いについて	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督員の承諾を得るものとする。 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
36. 「快適トイレ」設置の試行工事	本工事は、建設現場の環境改善を図るため、建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領（以下、「要領」という）対象工事である。受注後、快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。詳細は、要領を参照されたい。 （技術・建設業課HP → 2. 主な事業（施策）の紹介 → 13. 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書） （http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html）
37. BIM/CIM適用工事	本工事は、BIM/CIM適用工事【受注者希望型】の対象であり、受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し、「沖縄県BIM/CIM適用工事実施要領」により実施する。 沖縄県のHP参照 （https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoku/kouji-doboku-eizen.html） （ホーム＞社会基盤＞建築・開発＞事業概要・制度概要＞建設技術情報＞技術情報等＞工事関係（土木・営繕）） 1. BIM/CIM実施計画書の作成 3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、

	BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。 また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。 1）3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等） 2）3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等） 3）3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 4）3次元モデルの作成担当者 5）3次元モデルの作成・活用に要する費用 2. BIM/CIM実施報告書の作成 BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。 1）3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む） 2）作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等） 3）後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等） 4）成果物 5）その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望・ソフトウェアへの技術開発提案事項等） 3. 成果の納品 BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。
38. 建設現場の遠隔臨場について	本工事は、沖縄県土木建築部発注工事の建設現場において、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や、発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」の遠隔臨場を行うものである。 遠隔臨場を実施する場合には発注者と協議するものとし、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。また、現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種・確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表1～3を参考とする。
39. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事について	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」、及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。
40. 一括再委託の禁止等（修繕）	(1) 本修繕の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。 また、「本修繕の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。 ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県

が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

【本修繕の主たる部分】

- ・契約金額の50%を超える業務
 - ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
 - ・購入機器等の管理及び搬入検査立会
- (2) 本修繕の競争入札参加者であった者に業務の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に業務の履行を委任し、又は請負わせることは出来ない。
- (3) 本修繕の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

受注者の監督下における下記の作業

- ・仮設の搬入、搬出、設置、解体
 - ・ポンプ整備のうち、ポンプの搬出、搬入、塗装等
 - ・その他関連する作業
- (4) 本修繕の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。
- ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計
- ・〇〇〇運転操作
- ・
- ・

41. 提出書類(修繕)

- (1) 提出書類および様式については、下水道事務所ホームページよりダウンロードすること。
- <https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/suido/1012453/1012534/index.html>
- (2) 修繕報告書は紙面を1部、データCD(紙面版をデータ化したもの)を2部作成し、発注者に提出する。

42. 試験及び検査(修繕)

- (1) 修繕完成にあたっては、監督職員立会いの上で組立状況、据え付け状況について検査を行う。また、監督職員が必要と認めた場合は、中間試験を行う
- (2) 試験及び検査の諸費用は全て受注者の負担とする。

43. 本修繕の設計時期

本修繕の設計書は、令和●年●月時点での下水道用機械設備請負工事工事費積算基準または下水道用電気設備請負工事工事費積算基準に基づいて作成している。

また、令和●年●月時点の公共工事設計労務単価等に基づき作成している

44. その他

- (1) 受注者は水質汚濁防止法及びその他環境保全に関する法令等を順守すること。なお、その対策工法については監督員の承諾を得ること。
- (2) 電気工事において機器の取り換え及び増設を行う工事は、据付機器の内容及び年月を明記したシールを対象機器の盤扉の裏側に貼り付けること。
- (3) 建築物を貫通し、直接屋外に通じる管路は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施すこと。
- (4) 検査および試運転については、「機械・電気設備工事一般仕様書」によること。
- (5) 作業の安全確保のため本修繕の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本修繕と関連しない場所へ立ち入ってはならない
- (6) 本修繕に必要な光熱水費は受注者で確保すること。やむを得ない場合は監督職員と協議すること。
- (7) 施工に伴うポンプや各種バルブ等の操作は施設管理受託業者が行う。
- (8) スtockマネジメント計画の実施の為、本修繕の施工対象機器について、調査票（アセット点検調査票）を求める。受注者は、施工完了後の機器の状態を様式に記載し報告書と合わせて提出すること。

45. 担当技術者の資格要件